

## 福井県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱

### (目的)

第1条 大規模災害時における要配慮者の福祉ニーズの把握および支援調整等を広域的に行うため、福井県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、または適用される可能性があるとして認められる規模の災害
- 二 要配慮者 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の災害時または避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
- 三 福井県災害派遣福祉チーム 福祉専門職等により構成され、大規模災害発生時に避難所その他災害の発生時に要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム（以下「福井県DWA T」という。）

### (協議内容)

第3条 ネットワーク協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 大規模災害時に備えた福井県DWA Tに関する事。
- 二 大規模災害時における受援体制に関する事。
- 三 福祉避難所への支援に関する事。
- 四 その他災害時における福祉支援に関し、必要と認められる事。

### (組織)

第4条 ネットワーク協議会は、別表の福祉関係団体等で構成する。

- 2 ネットワーク協議会に、アドバイザーを置くことができる。
- 3 ネットワーク協議会事務局は、福井県健康福祉部地域福祉課に置く。

### (役員)

第5条 ネットワーク協議会に、次の役員を置く。

- 一 会長
- 二 副会長
- 2 会長は福井県健康福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 3 副会長は社会福祉法人福井県社会福祉協議会事務局長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第6条 ネットワーク協議会の会議は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 ネットワーク協議会は、必要に応じて構成団体以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。